

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年11月24日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区電話交換業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

外部委託により運営中である「世田谷区電話交換業務」を引き継ぐため、第三庁舎に電話交換手を配置する。本業務は、区役所代表電話にかかる区民や事業者などからの電話を、主に第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎等（城山、梅丘、二子玉川を含む）の各部署に取次ぐ管理や運営等の電話交換業務を実施する。

(3) 履行期間

令和3年6月1日から令和6年5月31日まで

※ 令和3年6月1日からの電話交換業務委託開始に伴い、契約締結日から令和3年5月末まで、現在の受託者から引継ぎを受けることについては別途協議する。

※ 本業務委託に関わる契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であることを必要とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 平成27年度以降、人口40万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の代表電話交換業務を受託した実績がある者。

※ 「当該自治体の代表電話交換業務」には本庁舎以外の支所・支庁・出張所など出先機関・出先庁舎での交換業務は含まない。

※ 「当該自治体の代表電話交換業務」には「自治体の業務全般に関する問い合わせを受ける目的の常設コールセンター」及び、「特定業務（例：粗大ごみ受付など）に限定したコールセンター」は含まない。

(6) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、参加資格の確認のみ行う。なお、資格審査の結果、資格を満たした者には招請通知を送る。また、資格を満たさない者には、その旨を令和2年12月11日（金）に文書で通知する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実施方針について
- (2) 構築作業の体制及び工程・スケジュール等に関する事項
- (3) 運営開始までの研修体制・研修工程・スケジュールに関する事項
- (4) 従事者（予定・見込み）の確保及び電話交換業務経験年数
- (5) 代表電話交換業務の運営に関する事項
- (6) 非常時対応に関する事項
- (7) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (8) その他追加提案に関する事項
- (9) 委託の実績に関する事項
- (10) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

総務部総務課庁舎管理係

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第3庁舎3階

電話：03-5432-2074 FAX：03-5432-3006

メールアドレス：SEA02257@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業者選定説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和2年11月24日（火）から令和2年12月8日（火）まで

イ 交付場所 上記5（1）の担当部課及び世田谷区公式ホームページ

ウ 交付方法 窓口での希望者への直接交付及び世田谷区公式ホームページでの希望者自らによるダウンロード

※ 窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和2年11月24日（火）から令和2年12月8日（火）まで
受付時間：午前9時から午後5時（必着）（土、日、祝日を除く）

イ 提出場所 上記5（1）の担当部課

ウ 提出方法 窓口へ直接持参または郵便（書留郵便のみ）

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和3年1月12日（火）午後5時

イ 提出場所 総務部総務課庁舎管理係

ウ 提出方法 窓口へ直接持参または郵便（書留郵便のみ）

※ 受付時間は午前9時から午後5時（必着）（土、日、祝日、年末年始を除く）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする
- (8) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 詳細は、事業者選定説明書による。
- (12) 本案件は提案限度額を以下のとおりとしている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

【提案限度額】

契約履行期間(令和3年6月～令和6年5月) 合計 118,008,000円(税込)

【内訳】

- ・令和3年度 32,780,000円(税込)
- ・令和4年度 39,336,000円(税込)
- ・令和5年度 39,336,000円(税込)
- ・令和6年度 6,556,000円(税込)

※月額 3,278,000円(税込)

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円